

後期高齢者医療制度 医療費通知を送付します

どの程度医療機関を受診しているかを知り、健康と医療に対する関心を深め、診療日数や医療費に誤りがないかを確認していただくため、医療費通知を送付しています。医療費通知は確定申告の医療費控除にも利用できます。

《送付時期》

- 1回目…1月下旬(令和2年1月～10月診療分)
- 2回目…3月中旬(令和2年11月、12月診療分)

《対象者》以下の全てに該当する方

- 発送日時点で後期高齢者医療の資格がある方
 - 期間中に医療機関を受診した全ての被保険者
- ※資格喪失者(死亡、広域外転居、生活保護開始等)・DV支援対象者・医療費通知送付停止申出者は送付対象外です。

■医療費通知に関する問い合わせ

- 医療費通知コールセンター
☎050-3644-7430(2月1日運用開始)
受付時間:月～金曜(祝日を除く)
8時30分～17時15分

※令和2年中に広島県へ転入した方の転入前の医療費通知は、転入前の都道府県の後期高齢者医療広域連合へ問い合わせてください。

問 保険医療課 医療保険年金係 担当:深井
☎・お太助フォン 42-5619 📠 42-2130

空き家の活用検討を支援します 空き家専門家派遣制度

📌 ! 空き家専門家派遣制度

専門家で構成された「空き家活用推進チーム」を県から派遣。空き家活用に取り組む団体に、地域の実情に応じた空き家活用の検討支援や実践的アドバイスを行います。

「大学教授・広報関係者・NPO法人・家財整理士・司法書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・建築士・宅地建物取引士・税理士・行政書士・弁護士」の中から県が指定する専門家が派遣されます。

制度の利用には費用負担がありませんので、地域や団体で、空き家に関する勉強会、または座談会等で、「専門家のアドバイスが欲しい」等の要望がありましたら、気軽に活用してください。

問 住宅政策課 住宅係 担当:逸見
☎・お太助フォン 47-1202 📠 47-1206

ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給)

令和2年12月11日時点で給付金の申請をしていない対象の方は、期限までに申請してください。

※令和2年12月11日以前に申請済みの方は申請不要(令和2年12月28日支給済みです)。

《対象者》以下のいずれかに該当する方

- 公的年金等の受給により、令和2年6月分の児童扶養手当を受給していない方
 - 新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方
- ※令和2年7月分以降の児童扶養手当受給者や児童扶養手当の申請をしていない方も含まれます。

《支給額》

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

《申請期限》

3月19日(金)

《申請時必要書類等》

- ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)
- 簡易な収入額(収入見込額)の申立書
- 年金受給額がわかるもの(年金受給者のみ)
- 戸籍謄本(児童扶養手当未申請者のみ)

※申請者ごとに必要書類が異なります。

問 子育て支援課 児童福祉係 担当:中川
☎・お太助フォン 42-5618 📠 42-2130

お太助タクシーチケット 使用上の注意

重度障害者の外出支援のためにお太助タクシーチケットを交付しています。

■今年度交付したチケットの使用期限

3月31日(水)

※チケットは市が指定するタクシー業者であれば、市外・市内どちらへの移動にも使用できます。

■チケット使用時の注意点

- 利用対象者本人(チケットに印字している名前の方)の乗車時以外は使用できません。
- チケット使用時は、本人確認のため必ず身体障害者手帳などを乗務員に提示してください。

※不正使用があった場合は、チケット相当分の返金が必要になります。



問 社会福祉課 障害者福祉係 担当:好岡
☎・お太助フォン 42-5615 📠 42-2130

制度に関する
お知らせ

行政情報

令和3年度 安芸高田市奨学金 奨学生募集

学習の意欲がありながら、経済的理由で高校・大学・その他の学校への修学が困難な方へ、修学上必要な学資金の一部を貸し付けます。

《対象者》以下の全てに該当する方

- 奨学金貸付を希望する本人、または扶養している家族の住所が1年以上本市にある方
- 高校や大学などに在学している方
- 「経済的理由で修学が困難である者」として市が定める基準に該当している方

●市が定める基準(収入)の目安

4人世帯(父:給与収入 母:無収入 本人:大学生 妹:中学生)を想定した場合、世帯の収入が639万円以下

- 学習状況が良好な方
- 国や地方公共団体などが行っている他の奨学金を受けていない方(【新規】給付型奨学金は併用可)
- 連帯保証人を2人立てられる方

《申請時必要書類等》

- 奨学金貸付申請書
- 所得を証明する書類(本人が生計を営む場合は本人、その他の場合は世帯全員分)

通院費の一部を支給します 障害者等交通費補助金支給制度

障害の更生、または治療を目的として医療機関に通院している方へ、通院にかかる交通費の一部を助成します。

《対象者》以下の全てに該当する方

- 本市に住民票がある方
 - 市が障害福祉サービスを提供している方
 - 以下の①～⑥、いずれかの理由で通院する方
- ①身体障害者手帳(腎臓機能障害)所持者の人工透析のための通院
 - ②身体障害者手帳1～3級を所持する義務教育終了までの児童の障害の更生のための通院(保護者分も支給)
 - ③療育手帳(A)・A・(B)所持者の障害の更生のための通院(保護者分も支給)

- 在学証明書
- 世帯全員の住民票
- 個人情報閲覧に関する同意書

《受付期間》

2月1日(月)～4月20日(火)

《受付・提出窓口》

教育委員会事務局 教育総務課

※申請書は受付窓口に設置しています(市ホームページからダウンロードできます)。

※郵送での提出はできません。

《貸付の決定》

収入状況などをもとに、安芸高田市奨学金審査会で審査のうえ可否を決定し、申請者へ通知します(6月下旬頃)。

■奨学金返還免除制度

市の奨学金を利用していた方で、一定の要件を満たしている場合は奨学金の返還を免除します。

問 教育総務課 総務係 担当:下中
☎・お太助フォン 42-0049 📠 42-4396

④小児慢性特定疾患対策対象疾患の対象児で、その治療のための通院(対象児が18歳未満の場合は保護者分も支給)

⑤指定難病対象者でその治療のための通院

⑥自立支援医療費(精神通院)受給者、または精神障害者保健福祉手帳を所持している方の障害の更生のための通院(対象児が18歳未満の場合は保護者分も支給)

※タクシー利用助成等、他のサービスを受けている場合は対象外です。

《補助金額》

公共交通機関等の往復運賃のうち、①の対象者は1/2、②～⑥の対象者は1/3を助成
※交通費の支給は申請した月から対象です。

問 社会福祉課 障害者福祉係 担当:好岡
☎・お太助フォン 42-5615 📠 42-2130